

就学援助制度における「新入学児童入学準備金」の小学校入学前支給について(お知らせ)

就学援助とは、経済的理由により就学が困難と認められる(申請が必要で、認定要件があります) お子さまの保護者に対して、市が就学に必要な経費の一部を援助する制度です。

青森市では、就学援助費のうち、小学校入学に必要な学用品等の経費として「新入学児童入学準備金」の小学校入学前支給を実施しています。

■申請が必要となるかた(下記の1・2の項目すべてに該当するかた)

- 1 令和8年度に青森市立の小学校に入学を予定している児童の保護者で青森市に居住しているかた
- 2 小学校入学後に令和8年度の就学援助費の申請をする予定のかたで、就学援助の認定要件(下記のア～サのいずれか)に該当するかた

認 定 要 件		証 明 書 類
ア	生活保護の停止又は廃止	生活保護停止・廃止の年月日が入った書類の写し ※令和7年度以降に停止・廃止されたもの
イ	市民税非課税	下記のいずれか ※世帯における16歳以上の方全員分(学生を除く) ●令和7年1月1日時点で青森市在住の方 令和7年度の市・県民税(令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入)の申告が完了している場合、添付書類不要。 ※未申告では審査できません。収入の有無に関わらず、青森市役所市民税課で税の申告をしてください。 ●令和7年1月1日時点で青森市外在住の方 前住所地の令和7年度市・県民税所得課税証明書の写し
ウ	市民税の減免	令和7年度市・県民税減免承認通知書の写し
エ	個人の事業税の減免	
オ	固定資産税の減免・免除	令和7年度固定資産税額決定(変更)通知書の写し ※税額の軽減ではありません
カ	国民年金の掛金の減免	令和7年度国民年金保険料免除申請承認通知書の写し ※世帯中20歳以上全員分(学生不要)
キ	国民健康保険税の減免または猶予	●減免の場合…令和7年度国民健康保険税減免承認通知書の写し ※税額の軽減ではありません ●猶予の場合…令和7年度市税徴収猶予申請書(許可書)の写し
ク	児童扶養手当の支給を受けている	児童扶養手当証書の写し ※有効期限が令和8年4月以降のもの ※児童手当、特別児童扶養手当ではありません
ケ	生活福祉資金の貸付を受けている	生活福祉資金貸付決定通知書の写し ※令和7年度中に貸付を受けたもの
上記のア～ケに該当しない方		
コ	世帯の総収入額が少なく経済的に困っている	下記のいずれか ※世帯における16歳以上の方全員分(学生を除く) ●令和7年1月1日時点で青森市在住の方 令和7年度の市・県民税(令和6年1月1日～令和6年12月31日の収入)の申告が完了している場合、添付書類不要。 ※未申告では審査できません。収入の有無に関わらず、青森市役所市民税課で税の申告をしてください。 ●令和7年1月1日時点で青森市外在住の方 前住所地の令和7年度市・県民税所得課税証明書または令和6年分源泉徴収票の写し
サ	その他(事故・災害・長期入院・失職の影響による減収等)の理由で経済的に困っている	①上記「コ」と同様 ②お困りの事情がある場合は、申請書に理由を記入し、それを証明する書類を添付してください。 ※ローンの返済等の債務に関するものについては、考慮できません。 【特別な事情についての証明書類(例)】 ●保護者の失職…雇用保険受給資格者証(両面)と退職時の源泉徴収票(退職金を含む) ●転職の影響により年収が大幅に減少した…令和7年分源泉徴収票(1月～12月分まで) ●災害…罹災証明、または被災証明等 ●世帯員の事故や病気により医療費が多額である…医療費の領収書(令和6年1月～) ●住民票上婚姻関係にあるが、裁判・調停中で別居している世帯員がいる…調停調書等

【認定の目安となる世帯の年間総収入額(収入基準額)】

申請理由が「コ」または「サ」の場合は収入審査があり、同一世帯全員分の令和6年中の年間総収入額が収入基準額以下の方が認定となります。

(注1) 右の表の収入基準額は、あくまでも申請のための目安にさせていただくものであり、実際の基準額は世帯の人数や年齢などによって異なります。年間総収入額が表の収入基準額を超えていても認定となる場合や、収入基準額以下であっても否認となる場合があります。

(注2) 申請前に収入基準額の試算は行っておりません。お困りの場合は、まずご申請ください。

世帯員数	世帯構成(参考例)	収入基準額(目安)
2人	父または母(40歳)、子(6歳)	約254万円以下
3人	父または母(40歳)、子(6歳)、子(3歳)	約309万円以下
4人	父(40歳)、母(40歳)、子(6歳)、子(3歳)	約354万円以下
4人	父(40歳)、母(40歳)、子(12歳)、子(6歳)	約371万円以下
5人	父(40歳)、母(40歳)、子(15歳)、子(12歳)、子(6歳)	約433万円以下

※年間総収入額には、給与収入や事業所得のほか年金・失業保険・退職金などの収入を全て含みます。

※表の金額は、給与収入を想定しています。

※単身赴任等で別世帯となっている保護者の収入も含みます。

■「新入学児童入学準備金」について

- 支給金額 57,060 円（定額）
- 支給時期 令和8年2月下旬を予定
- 支給方法 保護者本人名義の口座へ振込

認定結果の通知は、
令和8年2月上旬頃に郵送します。

※『申請締切日に間に合わなかった』、『入学準備金の支給を急がない』、『世帯に変更の可能性がある』等の理由で入学準備金の申請をしなかったかたは、入学後に就学援助費の申請をして認定になると、「新入学学用品費」として入学準備金と同じ金額（57,060 円）が令和8年5月末に支給されます。

入学準備金は支給される時期により名称が変わります

- ・入学前に支給される場合（令和8年2月下旬）・・・「新入学児童入学準備金」
- ・入学後に支給される場合（令和8年5月末）・・・「新入学学用品費」

■「新入学児童入学準備金」の支給対象にならないかた（必ずご確認ください）

次の（１）～（４）のいずれかに該当する場合は、支給対象になりません。

- （１）令和8年4月の入学式までに、青森市から転出されるかた
- （２）生活保護を受給されているかた
- （３）他の市町村から、同じ児童に対する入学準備金を受給されるかた
- （４）青森市立の小学校以外の学校（特別支援学校等）に入学されるかた

入学準備金を受給した後、以下に該当する状態になった場合は、速やかにご連絡ください。

- 上記の（１）～（４）のいずれかに該当する → 入学準備金を返還していただきます。
- 申請時から世帯構成に変更があった → 変更後の世帯構成で再度審査を行った結果、認定要件に該当しない場合は、入学準備金を返還していただきます。

■申請の方法について

- 提出書類 ① 「新入学児童入学準備金交付申請書（両面）」
- ② 振込口座の通帳の写し（銀行名、店番、口座番号および口座名義が分かるようにコピーしてください）※旧みちのく銀行の通帳の場合は、必ず表紙の写しを添付してください。
- ③ 証明書類（表面に掲載しておりますので、ご確認ください。）

申請締切日 **令和7年12月12日（金）厳守** ※郵送の場合は消印有効

申請場所 青森市教育委員会事務局学務課（駅前庁舎アウガ3階）または浪岡教育課（浪岡庁舎3階）へ、
直接窓口または郵送で申請書類を提出してください。

※窓口開設時間…平日の8：30～18：00

※郵便番号・住所…学 務 課：〒030-0801 青森市新町1丁目3-7

浪岡教育課：〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101-1

■入学後の手続き

今回の申請は、就学援助費のうち「新入学児童入学準備金」のみの申請となります。入学準備金の支給を受けたかたは、入学準備金だけを受給することはできませんので、入学後に必ず令和8年度の就学援助費の申請書を学校へ提出してください。（入学後に学校から申請についてのお知らせがあります）

ご不明な点がございましたら、下記担当課までご連絡をお願いします。

青森市教育委員会事務局学務課学務チーム TEL：017-718-1414

青森市教育委員会事務局浪岡教育課学務チーム TEL：0172-62-3003